

報告第15号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

川崎市長 福田紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生日名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	4. 1. 18	円 455,895	令和3年10月5日、宮前区で、本市小型ごみ収集車が、通過しようとした際、前方で一時停止した被害者(ア)所有の普通トラックに追突し、運転していた被害者(イ)を負傷させ、及び当該普通トラックを破損させたもの
2	環境局	4. 2. 4	円 272,309	令和3年8月10日、多摩区で、本市小型浄化槽車が、駐車場に進入しようとした際、左後方から走行してきた原動機付自転車に接触し、そのはずみで当該原動機付自転車が歩行中の被害者に接触し、負傷させたもの
3	環境局	4. 2. 24	円 456,060	令和4年1月8日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、停止した際、路上に残っていた雪でスリップし、被害者所有のフェンス等に接触し、破損させたもの
4	環境局	4. 3. 1	円 297,000	令和3年8月20日、麻生区で、本市小型ごみ収集車が、方向転換しようとして後退した際、被害者所有のフェンス及び擁壁に接触し、破損させたもの
5	環境局	4. 3. 7	円 46,200	

6	環境局	4. 4. 26	円 139,700	令和4年2月15日、被害者宅先交差点で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の駐車場の屋根に接触し、破損させたもの
7	環境局	4. 5. 9	円 237,294	令和3年12月31日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、後退した際、歩行中の被害者に接触し、負傷させ、及び被害者の衣服を破損させたもの
8	消防局	4. 2. 15	円 36,800	令和3年10月28日、川崎区で、本市救急車が、川崎消防署構内から道路に出たところ、右側から走行してきた被害者所有の原動機付自転車に接触し、破損させたもの
9	経済労働局	4. 3. 28	円 48,962	令和4年2月7日、中央卸売市場北部市場花き棟2階で漏水があり、階下の倉庫に漏出したため、被害者所有の印刷用紙を汚損させたもの
10	高津区役所	4. 1. 26	円 512,783	令和3年9月13日、高津区で、本市職員が側溝の補修作業中、当該側溝内の被害者(ア)所有の通信ケーブルを誤って切断し、破損させ、並びに当該通信ケーブルの破損により、被害者(イ)及び(ウ)の通信機器に障害が生じ、営業上の損害を与えたもの
11	高津区役所	4. 1. 26	円 68,200	
12	高津区役所	4. 2. 1	円 29,708	
13	教育委員会	4. 2. 18	円 94,090	令和3年7月20日、市立学校の校庭で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、作業現場付近に駐車していた被害者所有の軽ライトバンに当たり、破損させたもの
14	教育委員会	4. 3. 16	円 152,180	平成31年3月18日、市立学校の教室で、清掃作業中、被害者が、床に塗布されたワックスの剥離剤に触れ、負傷したもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
169	2.12.11	中野島住宅新築第5号工事	川崎市川崎区桜本1丁目 12番1号 野州工業株式会社 代表取締役 大島 裕和	契約金額 800,030,000 円	契約金額 815,162,700 円	4.3.16	現場精査の結果、地中埋設物の撤去並びに既存樹木撤去方法の変更による増工及び建物本体工事の仕様変更により施工数量の変更が生じたため、増額の変更を行うもの。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
73	29.6.22	都市計画 道路殿町 羽田空港 線ほか道 路築造工 事	<p>横浜市中区山下町23番地</p> <p>五洋・日立造船・不動テトラ・横河・本間・高田共同企業体</p> <p>代表者 五洋建設株式会社 代表取締役社長 清水 琢三</p> <p>構成員 株式会社 不動テトラ 代表取締役社長 竹原 有二</p> <p>構成員 日立造船株式会社 取締役社長 谷所 敬</p> <p>構成員 株式会社 横河ブリッジ 取締役社長 名取 暢</p> <p>構成員 高田機工株式会社 代表取締役 寶角 正明</p> <p>構成員 株式会社 本間組 取締役社長 本間 達郎</p>	<p>契約金額 27,791,645,000 円</p>	<p>契約金額 27,723,656,673 円</p>	4.2.21	<p>仕様の変更による橋面附属物の増及び物価の変動による工事請負契約約款第26条第6項に基づき増額となったものの、工事進捗による維持浚渫の減工により、全体として工事費が減額となったことから、減額の変更を行うもの。</p>

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
27	29.3.17	五反田川 放水路施 設整備工 事	横浜市中区吉田町65番 地 清水・馬淵共同企業体 代表者 清水建設株式会社 取締役社長 井上 和幸 構成員 馬淵建設株式会社 代表取締役 馬淵 圭雄	契約金額 5,000,780,680 円	契約金額 5,010,284,680 円	4.3.30	今後の維持管理機能向上を図るため、洗浄配管の仕様を変更したことによる増工及び現場精査の結果、施工数量の変更が生じたことから、増額の変更を行うもの。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
105	3.6.17	五反田川 放水路設 備その3 工事	福岡市博多区東光2丁目 7番25号 株式会社 正興電機製作 所 代表取締役社長 添田 英俊	契約金額 618,200,000 円	契約金額 621,393,300 円	4.3.4	公共工事設計労務単価等の改定（令和3年3月）に伴う特例措置等により、増額の変更を行うもの。

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

(1) 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	請求の要旨
1	4. 3. 4	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料103,900円、延滞金及び令和4年1月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月20,300円の支払を求めるもの
2	4. 3. 16	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料707,400円、延滞金及び令和3年8月5日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月104,600円の支払を求めるもの

(2) 和解

番号	専決処分 年月日	和解の要旨
1	4. 4. 27	左記の相手方は、令和3年4月27日に市営住宅の賃貸借契約が終了したこと及び同年5月1日から当該市営住宅の明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月17,600円の支払義務があることを認め、当該市営住宅を令和4年6月30日までに明け渡すこととするもの